

ケータイWi-Fiご利用規約

ソフトバンクモバイル株式会社

第1章 総則

第1条 (本規約の適用)

- 1 本規約は、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するケータイ Wi-Fi（以下「本サービス」という。）の利用に関し適用されるものとします。本サービスの利用者には本サービスの利用にあたり、本規約及び 3G 通信サービス契約約款、ウェブご利用規約、その他当社が別に定める規定等（以下「契約約款等」といいます。）が適用されるものとします。利用者は、本規約に承諾の上、本サービスに申し込むものとし、本サービスの利用をもって本規約に同意したものとみなします。
- 2 本規約に定める内容と契約約款等との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
- 3 当社は、本規約の内容を、当社の都合により、利用者への通知なしに変更することがあります。その場合、当社は変更後の内容を当社ホームページに掲載するものとし、利用者はこれを確認するものとします。また、当該変更の後には、変更後の本規約に従い、当社は本サービスを提供するものとし、利用者はこれに従うものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「ケータイ Wi-Fi」とは提供区域および無線 LAN 利用区域において対応移動機を使用してインターネット接続を行う電気通信サービスをいいます。
但し、SoftBank スマートフォン (X シリーズ) 以外の対応移動機の場合、当社ネットワークを介したインターネット接続となります。
- (2) 「利用契約」とは本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (3) 「申込者」とは、当社に利用契約の申込をした者をいいます。
- (4) 「利用者」とは申込者のうち、当社との間で利用契約が成立した者をいいます。
- (5) 「提供区域」とは、無線基地局設備取扱所において無線基地局設備から電波の届く範囲をいいます。
- (6) 「無線基地局設備」とは無線回線を収容するために設置される交換設備(その交換設備に接続される設備を含みます。)
- (7) 「無線 LAN 利用区域」とは自己で設置及び公衆無線 LAN 事業者が設置する無線 LAN アクセスポイントから電波の届く範囲をいいます。
- (8) 「対応移動機」とは本サービスに対応している携帯電話機のことをいいます。
- (9) 「無線 LAN アクセスポイント」とは利用者が自己で設置している無線 LAN 機器のことをいいます。(公衆無線 LAN 事業者が設置している無線 LAN 機器も含みます。)
- (10) 「無線 LAN 回線」とは無線 LAN 利用区域内からの無線 LAN アクセスポイントを経由してインターネットに接続する回線のことをいいます。

第2章 利用契約

第3条 (利用契約の単位)

本サービスは、契約約款等に定める3Gサービス及びソフトバンクモバイルオフィスの契約者回線1回線ごとに利用が可能なサービスです。

第4条 (申込の方法)

本サービスの利用にあたっては、当社の定める方法により、申込者自身で申込をする必要があります。

第5条 (申込の資格・条件と契約の成立)

当社は、第4条の申込みがあった場合は、次の全てを満たす場合に限り、その申込みを承諾するものとし、申込みの承諾をもって利用契約は成立します。

- (1) 申込者が3Gサービス契約者又はソフトバンクモバイルオフィス契約者であるとき。
- (2) 申込者がS!ベーシックパックの契約を完了しているとき。
- (3) 申込者が当社所定のポケット定額サービスの加入申し込みを完了しているとき。

※ポケット定額サービスの詳細については、3G通信サービス契約約款及びSERVICE & PLAN GUIDEをご確認ください。

第6条 (使用料)

- 1 本サービスの月額使用料は490円(税込)です。なお、月途中で本サービスのお申込み又は解除があった場合は、使用料を日割り計算にて請求いたします。
- 2 本サービスの通信料金は無料です。ただし、無線LAN利用区域内であっても3G通信を使ったインターネット接続を行った場合には3G通信サービス契約約款に準じたポケット通信料が発生します。
- 3 本サービスの無線LAN回線を利用した通信中であっても、無線LANの電波状況に応じて、利用者に事前の通知なく3G通信に通信切替えを行う場合があります。当該通信切り替えの前に確認通知を表示させる場合は、利用者是对応移動機の取扱説明書に記載の設定を行うか、最寄りのソフトバンクショップ等まで問合せするものとします。

第3章 サービスの提供

第7条 (本サービスの概要)

- 1 本サービスを利用可能な対応移動機は、IEEE802.11bまたはIEEE802.11gまたはIEEE802.11nに準拠するインターフェイスにより通信を行います。
- 2 当社は当社が利用者に別途提供するメールサービス(SMS/MMS)を通じて、利用者に本サービスに関する情報を配信することができるものとします(情報料無料・通信料有料)。

第8条 (公衆無線LANサービスの提供)

- 1 当社は、利用者に、当社の公衆無線LANサービス「ソフトバンクWi-Fiスポット」を無償で提供します。なお、当該公衆無線LANサービスの利用にあたっては、当社が別途定める「ソフトバンクWi-Fiスポット利用規約」の第3章、第5章、第6章を準用し、その他は本規約に従うものとします。また、サービスエリアについては別紙1-1に定めるものとします。
- 2 本サービスが停止・終了した場合は、公衆無線LANサービスについても停止・終了する

ものとしします。

第9条 (サービスの利用制限について)

- 1 利用者はダブルナンバーサービスの B 回線での本サービスの利用契約はできません。また、利用者が本サービスの利用契約回線をダブルナンバーサービスの B 回線に変更した場合、自動的に本サービスは解除となります。
- 2 前項に定めるほか、利用者は本サービスでご利用いただくことはできないサービス・機能があります。利用できないサービス・機能は別紙 1-2 に定めるものとしします。

第10条 (無線 LAN 回線による制約事項)

本サービスにおいては、次の各号の理由により、無線 LAN 回線を利用した通信の伝送速度が低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態または本サービスが全く利用できない状態となることがあることを利用者は予め承諾します。なお、本サービスは、3G 通信以上の伝送速度を常に保証するものではありません。

- (1) 無線設備状況(無線 LAN アクセスポイントからの距離)
- (2) 無線 LAN 機器の故障
- (3) 他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害及び電波干渉
- (4) 電気製品・特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害及び電波干渉等
- (5) Bluetooth®機器などの無線機器から発生する電波との電波干渉等
- (6) 遮蔽物による電波障害
- (7) 本サービスの安定した提供のためのサービス中断、またはメンテナンス等の実施

第11条 (利用の制限)

- 1 本サービスにおいて当社ネットワークを介したパケット通信が連続して長時間におよぶなど、当社の設備に影響をおよぼすと当社が判断した場合は、当社は当該通信を制限する場合があります。
- 2 利用者が本サービスを通じて閲覧しようとする情報のアドレスが、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が提供する児童ポルノアドレスリストに該当する場合、当該情報の閲覧が制限されることがあります。また、本サービスと提携している他事業者が児童ポルノに該当するとして閲覧を制限した情報は、本サービスにおいても閲覧が制限されることがあります。
- 3 対応移動機の機種によっては、一部の提供区域で本サービスをご利用できない場合があります。

第4章 利用者の債務等

第12条 (通信環境等)

- 1 利用者が、第 8 条の公衆無線 LAN 以外の無線アクセスポイントを利用する場合は、以下の通信環境を利用者の費用と責任において用意するものとしします。
 - (1) 当社が別に定める事業者のブロードバンド回線を契約していること
 - (2) 対応移動機を保有していること
 - (3) 当社が別に定める本サービス対応の無線 LAN アクセスポイントを保有していること

- (4) その他本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、電気通信回線その他これらに付随して必要となる全ての機器等の準備、当社が定める接続構成を用いた設定等
- 2 当社は、利用者が本サービスの利用に必要な通信機器等の準備もしくは設定の途中、または本サービスの申込後に、本サービスを利用できないことが判明した場合でも、利用者が本サービスの利用に必要な通信機器等の準備及び設定のために負担した費用その他の損害について、一切責任を負わないものとします。
- 3 当社は、利用者が本サービスの利用にあたって使用する通信機器、ソフトウェア、電気通信回線およびこれらに付随して必要となる機器との互換性を確保するため、当社の設備もしくはソフトウェアを改造、変更または追加、本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第13条 ID・パスワードの管理

利用者は本サービスの利用に関して必要な各種IDおよびパスワード（以下「ID等」といいます。）を管理する責任を負うものとします。また、当社は、ID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負わないものとします。

第14条 （対応移動機の管理）

- 1 利用者は対応移動機を自己の費用と責任において維持・管理するものとします。
- 2 本サービスは、公衆の場における、かつ無線 LAN 回線を用いたサービスであることに鑑み、利用者は対応移動機にセキュリティ対策を施す等、自己の費用と責任において十分な注意を払う必要があります。
- 3 前2項に定める対応移動機の管理等がなされなかったために利用者が本サービスを利用できなかった場合または第三者より被害を受けた場合であっても、当社は一切責任を負わず、また料金等の減額・返還等には応じないものとします。

第15条 （禁止事項について）

- 1 利用者は本サービスを利用して次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - (3) 当社もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為またはそれらのおそれのある行為
 - (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはその恐れのある行為
 - (5) サーバへの不正なアクセスなど、本サービスの運営を妨げる行為
 - (6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
 - (7) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律または特定商取引に関する法律に違反する行為
 - (8) その他法令または公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
 - (9) 当社が開示していない情報をネットワークないしは対応移動機より、公に提供していない手順を使用し抽出・解析する行為及び抽出・解析した情報を公に公開する行為
 - (10) 接続を許可していない第三者の無線 LAN アクセスポイントを無断で利用する行

為

- (11) 日本国外での無線LAN回線の使用
 - (12) 3G 通信サービス契約約款別記に定める不適切な行為
 - (13) その他当社が不適切と判断する行為
- 2 当社は、利用者が前項の規定に該当した行為を行ったことにより当社が損害を被ったときは、その損害賠償を請求することができるものとします。また、前項に規定する行為があったと当社が認めた場合は、3G通信 サービス契約約款の利用に係る契約者の義務の規定に違反したものとみなして、3G 通信サービス契約約款を適用します。

第16条 (本サービスの問い合わせ)

本サービスの利用中に、利用者が本サービスに異常を発見したときは、利用者の無線 LAN アクセスポイントの設備等に故障がないことを確認の上、当社の窓口にお問い合わせをするものとします。

第5章 本サービスの停止

第17条 (本サービスの利用停止)

3G 通信サービス契約約款に基づき、3G サービス及びソフトバンクモバイルオフィスの利用停止があった場合は、本サービスも利用停止となります。

第18条 (利用停止中の料金)

利用停止中も月額の使用料は発生するものとします。

第19条 (責任の制限)

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、すべての提供区域において本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間を超えてその状態が継続したときに限り、利用者の損害賠償請求に応じるものとします。
- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、利用者が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、利用者が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する使用料金相当額を上限とします。当社は、いかなる場合においても、かかる額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。

第20条 (免責)

- 1 当社は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について責めを負わないものとします。
- 2 当社は、本規約の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じ

た損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

- 3 当社は、本規約の変更により利用者が有する設備の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その費用を負担しないものとします。
- 4 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合の他、故意または重大な過失のある場合を除き利用者に対して一切の損害賠償責任および使用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。

第6章 利用契約の終了

第21条 (利用契約の終了)

本サービスの解除には当社の定める方法により、利用者自身で解除手続きを行うものとします。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社からの何らの意思表示なく当然に本サービスの利用契約は終了するものとします。

- (1) 3G サービスおよびソフトバンクモバイルオフィスの利用契約が終了した場合
- (2) S! ベーシックパックの解除を行った場合
- (3) 当社所定のチケット定額を解除した場合
- (4) その他当社が別に定める条件にあてはまる場合

第22条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、3G通信サービス契約約款に定めるところにより利用契約を解除できるものとします。

第7章 その他

第23条 (その他注意事項)

- 1 3Gサービス又はソフトバンクモバイルオフィスの契約者回線の譲渡・承継を行った場合、本サービスの利用契約は譲渡者・承継先にそのまま引き継がれるものとします。
- 2 利用者が無断で第三者のブロードバンド回線を利用して第三者に不利益を与えた場合、損害賠償請求される可能性があります。その損害について当社は一切の補償は行わないものとします。

第24条 (著作権等について)

- 1 インターネット上のホームページは一般に著作権法で保護されています。利用者は、対応移動機に取り込んだ文章や画像などのデータを、利用者が個人として利用する以外に、著作権者の許可なく全部または一部をそのままの状態または改変して販売もしくは再配布などすることはできません。
- 2 前項の規定に違反して紛争が生じた場合、利用者は、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、当社を免責するものとし、損害を与えないものとします。

第25条 (個人情報の取り扱い)

- 1 当社は、利用者に係る個人情報について、別途当社ホームページにて掲示するプライバシーポリシーに従って取扱うものとします。

- 2 本サービス利用時に、当社は利用者の「契約者固有ID/通信機器等固有ID」を認証情報として暗号化された認証処理により取得することを、利用者は予め承諾します。

第26条 (合意管轄)

利用者と当社との間で本サービス又は本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

ケータイWi-Fiはソフトバンクモバイル株式会社の商標です。
SOFTBANKおよびソフトバンクの名称、ロゴは日本国およびその他の国におけるソフトバンク株式会社の登録商標または商標です。

発行日：2009年11月20日
更新日：2010年 4月27日
更新日：2010年11月12日
更新日：2011年 4月28日
更新日：2011年12月 1日
更新日：2012年 4月 4日

以上

附則

当社は本サービスを、当社が提供するキャンペーンや割引サービス等のために、利用規約で定める申込の方法、利用料金、申込の資格、解約手続き等の条件を一部変更したうえで提供する場合があります。なお変更される内容や条件は都度当社所定の方法でお知らせするものとします。

以上

別紙1-1 サービス提供エリア

- ソフトバンク Wi-Fi スポットエリア
(http://mb.softbank.jp/mb/service_area/sws/)
- BBモバイルポイント（提供：ソフトバンクテレコム(株) のサービス提供エリア
(http://bbmp.softbanktelecom.co.jp/business/wlan/area_list/index.html)
ただし、ローミングエリアを除きます。

以上

別紙1-2 ケータイWi-Fiで利用できない主なサービス・機能一覧

音声通話
TV コール
ショートメッセージサービス (SMS)
S!メール
PC メール
S!情報チャンネル
S!ともだち状況
S!一斉トーク
着デコ
紛失ケータイ検索サービス
安心遠隔ロック
S!電話帳バックアップ
モバイルデータ通信 パケット通信サービス/デジタルデータ通信サービス
ソフトウェア更新サービス
モバイルウィジェットの通信
GPS機能を利用するためのネットワーク接続

以上